

岩手県告示第 778 号

測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 39 条において準用する同法第 14 条第 1 項の規定により、公共測量を実施する旨岩泉町長から次のとおり通知があった。

平成 19 年 11 月 9 日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 公共測量を実施する地域 下閉伊郡岩泉町大川の一部
- 2 公共測量を実施する期間 平成 19 年 10 月 29 日から平成 20 年 1 月 11 日まで
- 3 公共測量を実施する種類 公共測量（道路改良計画図作成）